

第6回全国障害者スポーツ大会専門委員会 次 第

日時：平成31年1月24日(木)10:00-12:00

場所：滋賀県大津合同庁舎7-B会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 審議事項

- (1) 第24回全国障害者スポーツ大会オープン競技実施基本方針(案)について

4. 説明事項

- (1) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会県民運動基本計画(案)について
- (2) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本計画(素案)について
- (3) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本計画(素案)について
- (4) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本計画(素案)について

休憩

5. 報告事項

- (1) 第18回全国障害者スポーツ大会視察結果と選手団アンケート結果について
- (2) 大会愛称・スローガンの選定状況について
- (3) マスコット競技別公式デザインについて
- (4) 第24回全国障害者スポーツ大会会場地市町選定状況について

6. 閉会

第6回全国障害者スポーツ大会専門委員会 配席図

平成31年1月24日（木）
滋賀県大津合同庁舎7-B会議室

出入口

記者席

原 副委員長◎ ◎永浜 委員長

北田 委員◎				◎伊勢坊 委員
菊井 委員◎				◎奥村 委員
小島 委員◎				◎小田 委員
高木 委員◎				◎小野 委員
丸山 委員◎		手話 通訳		◎川並 委員
近藤 委員◎				◎中西 委員

傍聴者席

手話
通訳

事務局

川嶋 主任主事	高木 副参事	中嶋 管理監	永井 主幹
------------	-----------	-----------	----------

事務局

出入口

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第 6 回全国障害者スポーツ大会専門委員会

会議資料



日時：平成 31 年 1 月 24 日（木）10:00～12:00
会場：滋賀県大津合同庁舎 7 - B 会議室

第6回全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考	
1	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 競技力向上担当次長	小田 隆司		
2	滋賀県障害者スポーツ協会 主査	伊勢坊 美喜		
3	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会 副会長	原 陽一	副委員長	
4	スポーツ 関係	パラリンピアン (ロンドンパラリンピックセーリング競技日本代表選手)	西山 克哉	
5	パラリンピアン (リオデジャネイロパラリンピック視覚障害者マラソン女子日本代表選手)	近藤 寛子		
6	車いすバスケットボール日本代表選手	北田 千尋		
7	スペシャルオリンピックス日本・滋賀 評議員	高木 正二郎		
8	福祉関係	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当統括課長	奥村 昭	
9	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長	足立 勲		
10	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事	小倉 繁昌		
11	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族連合会 理事	川並 正幸		
12	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 事務局長	菊井 吉之蒸		
13	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長	中西 久美子		
14	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長	中島 秀夫		
15	滋賀県立障害者福祉センター 副所長	小野 ゆかり		
16	学校関係	滋賀県立野洲養護学校 校長	小島 輝彦	
17	学識 経験者	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	永浜 明子	委員長
18	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授	中道 莉央		
19	県関係	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 課長	丸山 英明	

平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定

〔最終改正:
平成29年(2017年)7月31日
第5回常任委員会一部改正〕

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関する事。2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関する事。3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関する事。4 競技施設の整備計画の立案に関する事。5 情報通信施設の整備計画の立案に関する事。6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関する事。2 競技施設基準に関する事。3 競技施設の整備計画の推進に関する事。4 情報通信施設の整備計画の推進に関する事。5 文化プログラムに関する事。6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関する事。
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 広報の基本的事項に関する事。2 県民運動の基本的事項に関する事。3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 広報の実施に関する事。2 県民運動の推進に関する事。3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関する事。4 その他広報および県民運動に係る事項に関する事。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）の競技運営に係る計画の立案に関する事。2 国体の競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関する事。3 その他国体の競技運営に係る重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 国体の競技運営に係る計画の推進に関する事。2 国体の競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関する事。3 国体の競技用具の整備に関する事。4 国体のリハーサル大会に関する事。5 国体の競技記録に関する事。

		6 その他国体の競技運営に係る事項に関する事項。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」という。)の競技運営に係る計画の立案に関する事項。 2 その他大会に係る重要な事項に関する事項。(他の専門委員会の付託事項を除く。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 大会の競技運営に係る計画の推進に関する事項。 2 その他大会に関する事項。(他の専門委員会の委任事項を除く。)
宿泊・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的な事項に関する事項。 2 医事・衛生の基本的な事項に関する事項。 3 その他宿泊および医事・衛生に係る重要な事項に関する事項。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関する事項。 2 標準献立および食品調達に関する事項。 3 医療救護および防疫に関する事項。 4 食品衛生および環境衛生に関する事項。 5 馬事衛生に関する事項。 6 その他宿泊および医事衛生に関する事項。
輸送・交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送および交通の基本的な事項に関する事項。 2 その他輸送および交通に係る重要な事項に関する事項。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関する事項。 2 総合開・閉会式の輸送に関する事項。 3 競技会場の輸送に関する事項。 4 その他輸送および交通に関する事項。

平成 28 年(2016 年) 2 月 9 日
第 1 回 専 門 委 員 会 決 定

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 全国障害者スポーツ大会専門委員会 会議公開方針

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会全国障害者スポーツ大会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

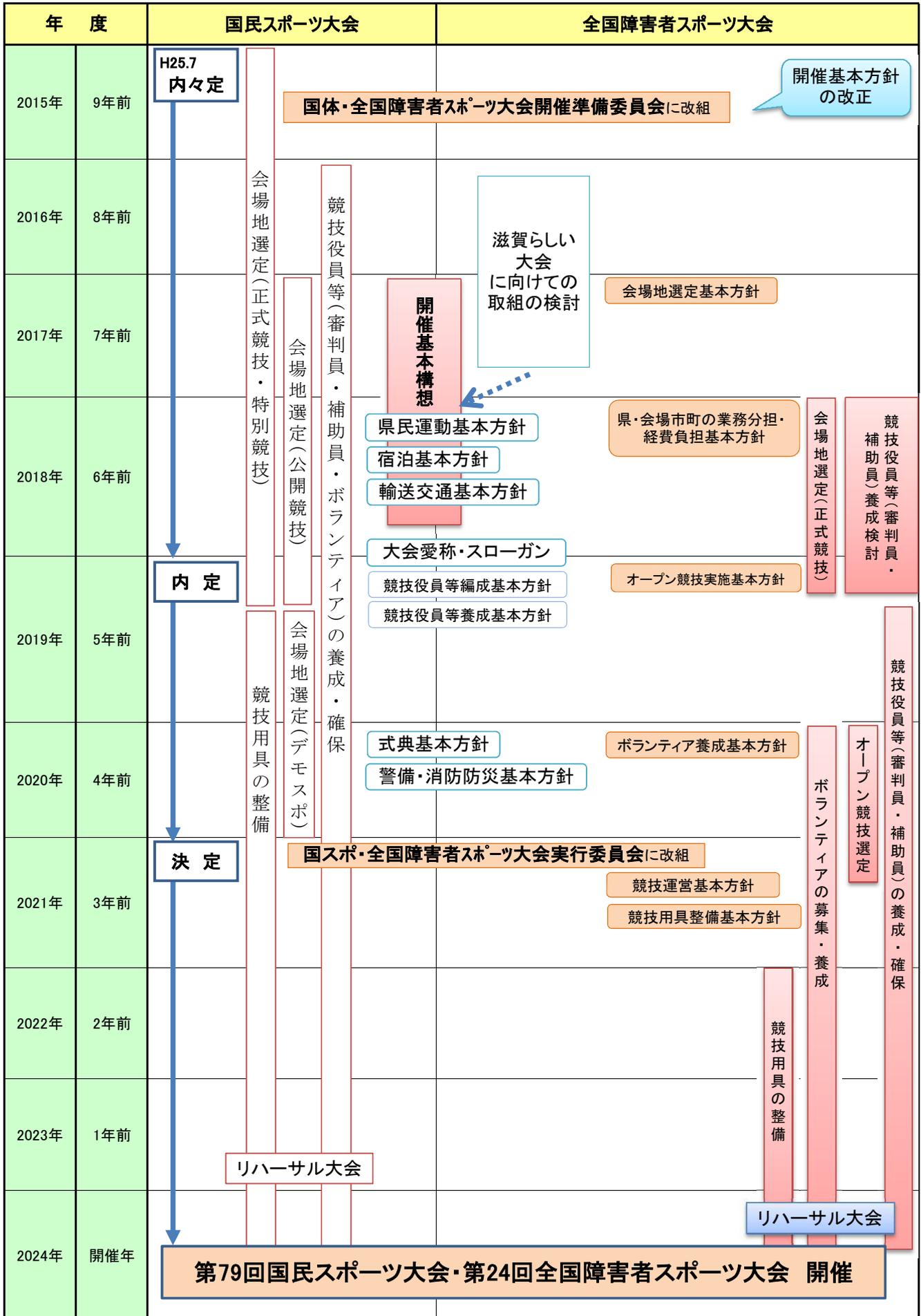
ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備スケジュール

参考資料



障害者スポーツに関する審議事項の仕分け

全国障害者スポーツ大会専門委員会（滋賀県開催準備委員会）

1. 主な審議事項

（1）全国障害者スポーツ大会の競技運営に関すること

- ◆審判員等の養成・確保
- ◆競技用具の整備
- ◆リハーサル大会 など

（2）その他全国障害者スポーツ大会に関すること

- ◆国スポとの一体的な取組
- ◆開催に向けた課題の整理、課題解決策の検討

2. 必要に応じて意見を求める事項

- ◆会場地選定、開催基本構想、おもてなし・・・ →総務企画専門委員会
- ◆宿泊、医事、衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →宿泊・衛生専門委員会
- ◆輸送、交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →輸送・交通専門委員会
- ◆ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →広報・県民運動専門委員会
- ◆開閉会式、表彰式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →式典・会場専門委員会（未設置）
- ◆警備、消防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ →警備・消防専門委員会（未設置）

参考 障害者スポーツ専門委員会（滋賀県競技力向上対策本部）

1. スポーツ環境整備

- ◆活動拠点整備

2. 指導者の養成

- ◆指導者講習会の開催
- ◆資格取得の推進

3. 普及、選手の発掘・育成

- ◆機会づくり
- ◆パラリンピック選手支援
- ◆学校との連携

第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針（案）

第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）において実施するオープン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」および「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) オープン競技の実施により、スポーツ活動への参加機会の拡大を図り、障害のある人が主体的に参画する障スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、オープン競技に参加する県民が、障害者スポーツへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (3) 障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、公募を行い、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技および団体競技（以下「正式競技」という。）以外の競技であること。
- (2) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (3) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
- (4) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
- (5) 既存施設での開催が可能であること。

3 実施方法および実施期間

- (1) オープン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとし、実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、原則として障スポの開催期間内とする。

4 業務分担および経費負担

オープン競技の実施団体は、競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）を主導で行うものとし、その経費については、当該団体の負担とする。

オープン競技について（概要）

1. オープン競技とは：

開催県の実行（準備）委員会が、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

○先催県のオープン競技種目

開催年	開催県	種目	開催数
2014年	長崎県	ふうせんバレーボール、視覚障害者ボウリング	2
2015年	和歌山県	車椅子テニス、卓球バレー	2
2016年	岩手県	卓球バレー、ビリヤード、ゲートボール、ペタンク	4
2017年	愛媛県	肢体障がい者ボウリング、ブラインドテニス、精神障がい者フットサル	3
2018年	福井県	卓球バレー、車いすテニス、ゲートボール	3
2019年	茨城県	グラウンドゴルフ、車いすダンス、スポーツ吹矢、卓球バレー、ハンドアーチェリー、ブラインドテニス	6
2020年	鹿児島県	スポーツ吹矢、ふうせんバレーボール、電動車椅子サッカー	3

○よく開催されている種目の解説

<卓球バレー>

全員が椅子に座り（車椅子の方はそのまま車椅子を使用）、ネットの下を転がしてプレーするので、重い障害を持つ方から子どもお年寄りまで一緒に楽しめるスポーツです。

1チーム6名で卓球台を囲むように座り、合計12名で試合をします。長方形の木製ラケットに、サウンドテーブルテニス用の（中に鉛玉が入り音がします）のピン球を使用し、ネットの下を転がし、3打以内で相手コートに返す競技です。

<ブラインドテニス>

バドミントンのコートを使用し、音源入りスポンジボールを障害の程度に応じて決められたバウンド数以内で打ち合う。

<ふうせんバレーボール>

バドミントンコートを使用し、1チーム6人編成で、鈴を2個入れた風船を40cmに膨らませ、ネット越しに両チームが風船を打ち合うスポーツです。

障害のある人とない人がチームを組み、チーム全員がボールに触れなければ相手コートに返せません。6回以上10回以内で相手コートにボールを返します。

第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技選定スケジュール (予定)

県準備委員会	
2019年 1月	【障スポ専門委員会】 オープン競技実施基本方針（案） 審議・決定
2月	
3月	
4月	
5月	【常任委員会】 オープン競技実施基本方針 審議・決定
6月	オープン競技募集要項の検討
7月	公募開始
8月	↓
9月	
10月	実施計画書、内容審査
11月	実施団体、会場市町との協議
12月	↓
2020年 1月	【障スポ専門委員会】 オープン競技（素案） 審議・選定
2月	
3月	【総務企画専門委員会】 オープン競技（案） 審議・選定
4月	
5月	
6月	【常任委員会】 オープン競技（案） 審議・選定
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	中央主催者（文科省、日本障がい者スポーツ協会）に協議し、決定
2月	
3月	

2021年度以降

- ・実行委員会の支援方針決定
- ・競技の普及

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画（案）

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の県民運動は、県民一人ひとりが、様々な形で大会に参加、協力し、理解を深めることにより、「県民」・「来県者」がともに満足し、「滋賀県」に将来に渡って引き継がれるレガシーを遺す「三方よし」の大会を実現するために、以下の取組を推進します。

また、「健康長寿」、「ボランティア活動の年間行動率」など本県が「日本一」である特徴を活かした取組を展開します。

1 取組

（１）「滋賀といえばこれ！」と思う“もの・こと”で滋賀を訪れる方々を迎え、交流することで、「ええやん滋賀！」と感じてもらえるよう、あたたかいおもてなしをしましょう。

- ・ 琵琶湖を中心とした豊かな自然や歴史、文化、食など滋賀の地域資源でもてなします。
- ・ 福祉先進県として、県民の誰もが、思いやりの心をもって、障害のあるなしに関わらず、訪れる人が不自由なく快適に過ごせるようもてなします。
- ・ 滋賀県選手はもとより、県外の選手に対してもあたたかな声援で応援します。
- ・ 手作りののぼり旗や横断幕などで歓迎します。
- ・ あいさつ運動やマナーアップ運動を展開し、明るい笑顔で元気なあいさつ、親切な応対等、琵琶湖のようにさわやかにもてなします。
- ・ 花いっぱい運動やクリーンアップ運動を展開し、琵琶湖・河川・道路等の環境美化に努め、きれいな街でもてなします。
- ・ 交通安全運動や防犯運動を展開し、安全・安心に過ごせるようにします。

（２）いつまでも健康でいられるよう、「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で親しめる「マイスポーツ」を見つけましょう。

- ・ デモンストレーションスポーツや会場地市町等におけるスポーツ教室、各種スポーツイベント等に参加します。
- ・ 障害のあるなしや年齢などに関わらず、誰もが楽しめるスポーツに取り組み、交流を通じ、障害に対する理解を深めます。
- ・ ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組み、健康長寿日本一を継続します。
- ・ 両大会にゆかりのある、滋賀のアスリート等と交流します。
- ・ 両大会のイメージダンスを覚えて、踊ります。
- ・ 両大会をはじめとする各種競技会などに出かけ、観戦・応援します。
- ・ 地域のスポーツ活動を応援します。

(3) 大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に大会や地域を盛り上げましょう。

- ・ ボランティア活動の年間行動者率日本一を活かし、障害のあるなしや年齢に関わらず、県民総参加で取り組みます。
- ・ スマートフォン・パソコン所有率日本一を活かし、大会に関するイベント等の情報をSNS等で発信します。
- ・ 子ども・若者・女性の関心を高める広報やイベントを通じて、両大会の参加を促します。
- ・ 開・閉会式など両大会の関連イベント・行事等に参加します。
- ・ 両大会に関するボランティア活動に、積極的に参加します。
- ・ 両大会をはじめとする競技会などに出かけ、あたたかく応援します。
- ・ 両大会のイメージソングやイメージダンスによって、心をひとつにして盛り上げます。
- ・ 募金や企業協賛で、両大会の開催準備・運営を支援します。

2 取組の進め方

- (1) 県準備（実行）委員会は、全体的な計画や取組を定め、この運動の普及・啓発活動を行うとともに、市町や各種団体等と連携し、全県域における運動を展開します。
- (2) 市町準備（実行）委員会は、地域の特性に応じた計画や取組を定め、地域における普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し、市町における運動を展開します。
- (3) 学校や企業、NPO法人、各種団体等は、それぞれの活動の中でその特徴を活かした県民運動を企画し、取組を行うとともに、県および市町ならびに各主体の運動に参加・協力します。

3 主な推進スケジュール

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
	開催内定		開催決定		リハーサル大会	リハーサル大会 大会開催
計画など	基本県民計画	ブア県民運動				
関連イベント	開催内定周知活動		開催決定イベント		開催1年前イベント	開催直前イベント

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画（素案）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関および関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は、次のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督（障スポにおいては選手。以下同じ。）
- ② 都道府県選手団本部役員（障スポにおいては役員。以下同じ。）
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県または会場地市町が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

【国スポ】

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定める。

【障スポ】

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

【国スポ】

ア 輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所および発着時刻等を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2 km未満の距離は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

【障スポ】

輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得て、全国から来県する選手・監督および都道府県選手団本部役員等の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定に当たっては、各都道府県等に対する来県意向調査を実施する。

(2) 輸送業務の範囲

【国スポ】

全国から来県する選手・監督および都道府県選手団本部役員等について、各都道府県出発地から宿泊地の間とする。

【障スポ】

全国から来県する選手および役員等について、各都道府県出発地から指定乗降地（全国から来県する選手および役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散輸送

選手・監督および都道府県選手団本部役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の増便等座席の確保その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関および関係団体等に要請する。

(4) 輸送案内

【国スポ】

輸送案内は、県が主要拠点に設置する総合案内所および会場地市町が指定下車駅等（全国から来県する選手・監督等に宿舍の目標駅等として示す宿舍最寄り駅等をいう。以下同じ。）に設置する案内所において行う。

【障スポ】

輸送案内は、県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

(5) 指定下車駅等および指定乗降地の設定

【国スポ】

選手・監督および都道府県選手団本部役員等の指定下車駅等は、県が会場地市町と協議のうえ、会場地市町の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

【障スポ】

選手および役員等の指定乗降地は、来県の利便性、駅構内および周辺のバス乗降場の状況、宿舎および競技会場地へのアクセス等を勘案し県が設定する。

(6) 指定下車駅等および指定乗降地からの輸送

【国スポ】

指定下車駅等と宿舎の間の輸送については、輸送距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町が行う。

【障スポ】

指定乗降地と宿舎の間の輸送については、輸送距離、道路交通事情ならびに選手および役員等の参集方法を勘案し、必要に応じて県が行う。

3 開・閉会式輸送

(1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、式典計画および開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

(2) 輸送業務の範囲

【国スポ】

開・閉会式に参加する選手・監督および都道府県選手団本部役員等について、指定集合地（開・閉会式輸送における選手・監督等の集合地をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

【障スポ】

開・閉会式に参加する選手および役員等について、開閉会式当日における開・閉会式会場、指定集合地および競技会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

開・閉会式における選手・監督および都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員および道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議して開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

【国スポ】

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間および道路交通事情等を勘案し、関係機関および関係団体等と協議のうえ、開・閉会式における計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握および事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 一般観覧者の輸送は、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅および駐車場等からのシャトルバスの運行、臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じる。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の車椅子席利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証等の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町輸送・交通業務指針

【国スポ】

県は、会場地市町における輸送・交通業務を推進するため、会場地市町輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画

【国スポ】

会場地市町は、会場地市町輸送・交通業務指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町以上の会場地で行われる場合の選手・監督および都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町が協議のうえ実施する。

【障スポ】

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、会場地市町と調整を図り、競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の確保

(1) 借上バス等の確保

【国スポ】

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバスおよびタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、競技会場地輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町と協議のうえ、必要に応じて関係機関および関係団体等にバス確保の協力を要請する。

【障スポ】

県は、開・閉会式輸送および競技会場地輸送について、関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバスおよびタクシー等の車両の確保に努める。

(2) 鉄道・路線バス等の確保

【国スポ】

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

【障スポ】

県は、開・閉会式輸送および競技会場地輸送について、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 予備車の確保

県および会場地市町は、大会期間中、緊急時に備えて予備車を確保する。

6 駐車場の確保

県および会場地市町は、道路交通事情および大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関および関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

7 交通安全対策

県および会場地市町は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関および関係団体等の協力を得て、駐車場および乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置および各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

8 輸送サービスの推進

(1) 輸送担当係員の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて県および会場地市町の輸送担当係員に対し、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

(2) 輸送関係機関等の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、関係機関および関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための講習会の実施を求める。

9 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

10 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画（素案）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場
地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会（以
下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の
宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）の配宿
計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府
県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場
地市町が連携し、仮配宿計画（会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシ
ミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配
宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、
ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場
地市町が、公共施設等の転用（以下「転用施設」という。）および民家の利用（以下「民
泊」という。）ならびに近隣市町の旅館の利用（以下「広域配宿」という。）を行うなど、
必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必
要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県
は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スポ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スポ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スポ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スポ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スポ】

参加者の宿泊料金は、国スポの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スポ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スポ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを实践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画（素案）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所および救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員等その他関係者ならびに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の傷病の発生に速やかに対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 医療救護体制の周知徹底

傷病発生に伴う患者への対応や障害の種別・特性に応じた配慮については、パンフレットの作成、配付等により、各都道府県、宿舍および医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及および意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、より一層、防疫に関する知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の消化器系感染症の発生予防のため、宿舍および弁当調製施設等の食品取扱施設（以下「宿舍等」という。）の業務従事者の健康診断実施の励行を指導する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍等に対し、より一層、食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の取組を推進する。

(2) 監視指導の実施

宿舍等を対象に、監視・指導を行うとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

4 環境衛生対策

(1) 会場および生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の

防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 宿舎の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舎に対して必要な指導等を行い、宿舎の衛生対策に努める。

(3) 廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(4) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(5) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(6) 動物の適正管理

競技会場および宿舎等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

5 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬に対し、関係機関、団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整え、入退厩時の調整および敷料の確保等に努め、馬事衛生対策の万全を期する。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。